

令和8年3月4日

許可業者 各位

大阪市環境局事業部  
一般廃棄物指導課長

## 交通事故撲滅に向けた取組みについて（通知）

令和7年度、当課に報告のあった無責事故等を除く許可業者による交通事故の報告件数が、令和8年1月末時点で54件となっており、昨年度の同時期と比較して発生件数は減少しているものの、今年度、再三の注意喚起を行ってきたにもかかわらず、被害者の尊い命が奪われる重大事故が2件発生しており、交通事故撲滅に向け再発防止に真摯に取り組みを進めなければならない。

また、許可業者による交通マナーに関する苦情も依然として多数寄せられている。当課においてドライブレコーダーや現場調査を通じて確認した運転状況では、通行区分違反、信号無視、割込運転などが確認されており、交通法規が十分に遵守されているとは言い難い状況である。交通ルールを軽視することは、交通事故に直結するため、これを徹底して改善する必要がある。

今年度においては、下記のとおり重点目標を掲げ、交通法規の遵守・交通マナーの向上により、交通事故撲滅に努めていただいていたところではある。改めて、各許可業者においては、従業員に対し安全運転教育を実施するなど、交通事故撲滅に向けて真摯に取り組むことを通知する。

## 記

## 【令和7年度交通事故撲滅に向けた重点目標】（再掲）

- 制限速度・交通信号・一旦停止を遵守すること。
- 十分な車間距離を保ち、余裕をもった運転を心掛けること。
- 歩道走行や車道の逆走(車両の逆止めを含む)を行わないこと。
- 車体サイズを正確に認識することや、無蓋車の荷台扉が閉扉していることを確認すること。
- ドライブレコーダーを活用した交通安全教育を実施すること。
- アルコールチェック、免許証の確認、車両の日常点検など運行前点検を徹底すること。
- 従業者の健康状態や体調管理を把握することに努めること。